

サイバー倫理再考

人間環境大学

奥田 栄

1. はじめに

大会テーマ趣旨説明文にもあるように、インターネットは、世界各地で文化や価値観、ライフスタイルの変容をもたらしている。そうした中であって、サイバー倫理で無意識のうちに採用されている価値観は、インターネットが米国で開発されたこともあり、米国の価値観が中心となっている。ただ、その価値観はいわばきわめて抽象的で、人工的なものであるということも出来よう。われわれはもう一度サイバー倫理における価値観を反省してみる必要があるのではないだろうか。ルーマンによれば、道徳的言説は、統一ではなく返って分裂を生じさせることにつながるという。本報告では、サイバー倫理の教科書が前提としている価値観について批判的に分析し、合わせて今日的課題において言及される価値観の対立についても考察を進め、さまざまな今日の問題の内包する分裂の契機について注意を喚起したい。

2. サイバー倫理の定義

サイバー倫理とは、サイバー技術にかかわる道徳的問題の研究である。すなわち、サイバー倫理は、われわれの道徳に対するサイバー技術の影響を検証するものである。ルーマンによれば、道徳的コミュニケーションとは、正／邪、善／悪、良／否といった二値コードによって特徴付けられる、人間的な尊敬ないし軽蔑を表現するコミュニケーションであり、そのとき倫理学とは、道徳についての反省理論であるとされる。

サイバー技術は、広い意味での計算や通信にかかわる技術であり、スタン・アロンのコンピュータからそれらのネットワーク化された通信システムにかかわる技術全般をも含んでいる。われわれがここで採用する技術システムの定義は、何かを可能にするコミュニケーションの総体であって、したがってサーバー技術とは、計算や通信にかかわる可能／不可能によって作動するコミュニケーションの総体を意味することになる。このように技術システムを定義することによって、サイバー技術の社会的特徴や構築にかかわる経路依存性なども技術システムの中に取り込むことが可能となる。

インターネットの構築過程においては、米国の研究者共同体という特殊な集団が大きな役割を果たした。そのためもあって初期段階では、研究者共同体の道徳がインターネットを特徴付けるものとなっていた。しかし、インターネットが普及して研究者の手を離れる

にしたがって、次第にインターネットも米国の一般社会の道德規範に従うべきであるというようになっていった。そうした経路の延長上に今日のインターネットが存在していることは、きわめて重要な意味を持っている。

3. 「インターネットの敵」

一つのケースとして、国境なき記者団が定期的に出している報告『インターネットの敵』を取り上げる。すぐに思いつく疑問は、なぜ「報道の敵」ではなく、「インターネットの敵」なのかというものである。そこには、インターネットに固有な、従来の思想や言論の弾圧の枠を超えたものが存在するのだろうか。先ず言えることは、インターネットにはそれにふさわしい使い方があるべきだという考えが支配しているという点である。以下に、インターネットの敵とされた国々の行っている「敵」とされるに値する行為を列挙してみよう。

第一に、ネットへのアクセスそのものが禁止されたり、国家に独占されたりしている場合がある。このケースでは、特権階級のみはインターネットを通じて世界で起こっていることを知ることが出来るのに対して、国民は何が起こっているのか分からない状況に置かれる。しかしこれは、たとえば、戦時下の日本において、一般国民の短波放送の受信が禁止され、国家機関（一部特権階級を含む）だけがその受信を許された場合とどこが違うのであろうか。果たして、これはインターネットに固有の倫理的問題なのであろうか。

第二に、国家がプロバイダーであるか、民間のプロバイダーは存在しても人事の統制や、高額料金を課されることで実質的な国家統制下に置かれている場合がある。この非難の意味するところは、インターネット・サービス・プロバイダーは、国家による統制を受けない民間企業が運営をするべきであるということである。しかし、これも民間放送局の運営にかかわる問題とどのような違いがあるのかが問題となろう。

第三に、アクセスのたびに国家機関の許可を必要とする場合や常時監視されていて、好ましくない情報はフィルタリングによって部分的にブロックされる場合がある。これは、市民の知る権利を侵害するもので、表現の自由と裏腹の関係にある。不特定多数の市民に対する常時監視は、インターネットになって初めて可能となったものであり、これはインターネットに固有の倫理的問題ということが出来るであろう。

第四に、ウェブコンテンツやブログなどを監視して（すなわち、インターネットを市民監視の仕組みとして利用することによって）、問題のあるインターネットユーザーを事実上組織的に迫害する場合がある。それには、オンライン投稿が原因で、ブロガーやインター

ネット活動家が嫌がらせをうけたり、場合によっては、当局に拘束されることになったりするケースも含まれる。

こうした監視や検閲を行う場合、インターネットの何が恐れられているかといえば、最終的にはインターネットのオープン性、普遍的な人権という価値観にしたがって、すべての多様性を一掃しようとしているのではないかという懸念であろう。インターネットの敵と名指された国々で採用されている基準は、「イスラム的価値」、「中国の国益」などといった特殊な国内事情に沿うものであり、普遍性に対する多様性の抵抗と言ってもよいであろう。「イスラムの価値に反する」という理由で行われている検閲を「インターネットの敵」として非難することは、まさにそのまま、世界の分裂へと導く危険性を含むものとして認識しなければならない。

4. 「社会的善」としてのプライバシー

教科書の事例としては、デボラ・ジョンソンの教科書『コンピュータ倫理学』で展開されている議論を取り上げてみよう。ジョンソンの議論の中心は功利主義的な議論が主となっているのであるが、たとえば、個人のプライバシーと公共（民間）団体の福祉を比較考量しようとした場合、個人の効用と集団（時には社会全体）の効用とを比べることになり、プライバシーのほうが大事であるという結論に導くことはきわめて困難となる。そこでジョンソンは、個人の利益と公共（民間）団体の利益を比較考量するという枠組みを超えて、プライバシーは個人にとっての善であるとともに社会にとっての善でもあるという枠組みを採用する。

インターネットの発展は、すでに述べたように不特定多数の追跡を容易にする。インターネットにアクセスするという行為は、インターネットにアクセスしてそれを記録に残すことを意味する。インターネットにアクセスしても記録を残さないという選択肢をわれわれはもはや持っていない。監視社会の要諦は、監視者が常に監視している必要は無いというところにある。要は、監視されていると思えば良いのである。監視されていると思えば、人は、監視している人間がどう考えるかということを通して自分自身の考えや振舞い方を決めてしまう。すなわち、人は、監視されていないときは全く異なる仕方で行動するようにコントロールされてしまうのである。

ジョンソンによれば、人は、自分が公的監視の下にあると経験する度合いによって、公に受け入れられ易い仕方で行動するようになるという。すなわち、監視されていると思えば、安全な仕方で行動し、最も広く受け入れられる見解をもち、それを表明するようになる。

る。非常に因習的に行動するようにしつけられた人々は、社会的な因習に追従した内面生活は成長するにつれて、より深部にある社会的因習とは別個の内面生活が萎縮していき、成長する機会を与えられずに、未発達なものに留まってしまうと言う。民主主義の要点は、市民がその自律能力を行使する自由を持ち、そうすることで、それまでは考えられたことのないようなことを行い、また批判的になるように人格形成するところにある。これによって、活動的で世界を漸進的に進歩させてきた市民権を生み出してきた。新しいことを試み、新しい考えを表現し、因習にとらわれず行動することの結果があまりに否定的であるとき、その危険を犯そうとする市民はほとんどいなくなり、民主主義は衰退するようになる。結局、ジョンソンは、監視からプライバシーを護ることは民主主義の社会を維持するためにも必要であり、したがってプライバシーは、それ自身が社会にとっての善であり、社会の効率性や消費者サービスなどよりも重要なものだということが明らかになると論じるのである。

ここで最重要視されている価値観というものは、民主主義社会を維持するという点である。この民主主義社会は、ジョンソン自身が生きている特殊な共同体のものなのか、それ以上のものなのかという点が問題となるであろう。

5. 終わりに

われわれは、多様性を認める民主主義社会に生きている。少なくとも建前上はそうになっている。その一方で、民主主義の根底には、普遍的人権という、きわめて抽象的で人工的な観念が存在している。ここから生じてくるインターネットの利用をめぐる倫理的問題は、多様性に力点を置くべきものなのか、それとも普遍性に力点を置くべきなのかという問題を含んでいる。「普遍的人権は、特殊な共同体のもとでのみ、成立する（存在する）」という見方には、根強いものがある。このような見方に立ったとき、インターネット建設の原動力となった共同体はインターネットの利用に対してどれだけの発言力をもてるのかという問題を考えることにもなる。

もし人類の生み出した知が人類全体のものであるべきであるならば、インターネットも生み出された時点で人類共有の財産となったといえよう。そこでは、インターネットを生み出したということは尊敬に値されるではあろうが、その共同体の価値観を押し付けるだけの特権をもったものとしては扱われるべきではないであろう。しかし、ここで人類共有の財産という概念を導く前提に普遍的人権が存在するならば、そのときには、話は異なってくることも注意しておかなければなるまい。